

クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による健康に係る被害の発生防止等を目的に、気候変動適応法※1 が改正され、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）※2 を市町村長が指定できることとなりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため市内の公共施設クーリングシェルターとして指定しております。今後、更なる熱中症予防対策を推進するために、クーリングシェルターを運用し、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※1 気候変動適応法・・・地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※2 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)・・・冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放されるし施設

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示
 - (2) クーリングシェルターの場所、飲料の購入場所の案内等（問い合わせ時）
 - (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - (4) 冷房設備の適切な管理

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を全て満たす施設とします。
 - (1) 施設情報（応募用紙に記載内容）を市ホームページ掲載できる施設
 - (2) 指定のクーリングシェルターのマークを掲示できる施設
 - (3) 適当な冷房設備を有する施設
 - (4) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用は、熱中症警戒アラート運用期間(4月第4水曜日から10月第4水曜日まで)とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。